

救急需要対策・救急業務の高度化について

1. 救急需要対策について

(1) 救急業務の現状

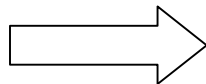
平成16年中の救急出場件数は約503万件で、今後も、高齢化のさらなる進展や住民意識の変化に伴い増加し続けることが予想されており、いずれかの段階で地域によっては現在のような迅速な対応が困難となるおそれがある。

	H6	H16
出場件数	305万件	503万件
現着時間	5.8分	6.4分

※出場件数は約65%増加、現着時間は0.6分遅延

(2) 取り組むべき課題

- ・ 傷病者のトリアージ方法
…緊急度に応じた対応を可能とするための、119番受報時・現場到着時における選別(トリアージ)方法の策定。
- ・ 民間事業者の活用(コールセンター等)
…交通手段がなかったり、病院が分からない傷病者など、本来消防救急が担当しなくてもよい分野における民間活用。
- ・ 消防職員のより効果的な勤務体系
…予算や定数などの財政制約の下、PA(消防と救急)連携や勤務体系の見直し。
- ・ 救急車の適正利用等の普及啓発
…いわゆるタクシー代替りの利用や頻回利用の抑止。



これらについて、平成17年度中に検討会において方向性を出す予定。

2. 救急業務の高度化について

(1) 救急救命士の処置範囲の拡大

- 1 平成15年4月から、医師の具体的指示なしでの除細動が可能。
- 2 平成16年7月から、器具による気道確保にあたって、新たに、気管に直接挿入する「気管内チューブ」の使用が可能。
- 3 平成18年4月から、薬剤投与(エピネフリン:心拍再開に資する強心剤)が可能。

(2) 自動体外式除細動器(AED)の普及啓発

これまで、医師、看護師及び救急救命士の医療従事者に限られていた心肺停止傷病者に対する除細動が、自動体外式除細動器(以下「AED」という。)を使うことにより、一般市民を含む非医療従事者でも平成16年7月から可能とされた。消防庁としては、一般消防隊員及び一般救急隊員の活動現場において、その使用が円滑に行われるよう、研修体制等の整備を促進するとともに、消防機関による一般市民へのAEDの使用を含む応急手当の普及啓発を促進することとしている。